

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.29

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

? 今回は、令和7年4月に創設された出生後休業支援給付金についてです。

Q 従業員から奥様の出産に伴い、出産直後の14日間の育児休業の申し出があります。従業員には出生時育児休業給付金が支給されるものと思いますが、令和7年4月から新たに出生後休業支援給付金が創設されると聞いております。出生後休業支援給付金について教えてください。

A 共働き、共に子育てを推進するために、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合は本人が）、14日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて、【出生後休業支援給付金】を最大28日間支給する制度となっています。



城間先生

Q そうなのですね。従業員（父親）の場合は出産直後の8週間間に最大28日間の【出生時育児休業給付金】に併せて【出生後休業支援給付金】が支給されるということですね。ということは、奥様（母親）も育児休業給付金と併せて支給されることになりますね。

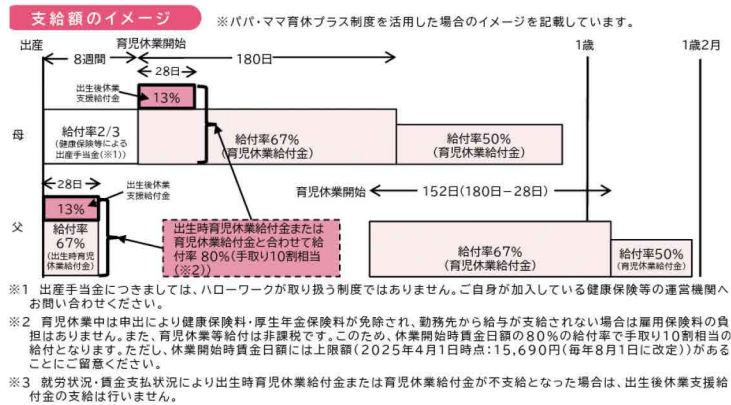
A はい。ただし母親の場合、育児休業開始は産後8週間経過後となり（基本的に産後休業期間である8週間は健康保険などから【出産手当金】が支給される）、その後の8週間すなわち産後16週間間に最大28日間の【出生後休業支援給付金】が支給されるということになります。

Q 従業員の妻が無業者の場合はどうなりますか？

A 配偶者（母親）が無業の場合は、配偶者の育児休業取得の有無は要件になりませんので、従業員（父親）には【出生時育児休業給付金】と併せて【出生後休業支援給付金】が支給されます。

Q 支給額の計算式は？

計算式は以下のとおりとなります。
 支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数（28日が上限） × 13%
 ※賃金日額 = 育児休業開始直前6カ月に支払われた賃金総額 ÷ 180
 ※支給日数は対象期間における【出生時育児休業給付金】又は【育児休業給付金】が支給される休業取得日数で28日を上限としています。



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）
 10月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金）・31日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

